



報道関係者各位

令和7年12月23日

大阪府内初！再生資源物の屋外保管に関する条例が可決

～安全・安心な市民生活と良好な生活環境の保全を目指して～

近年、リサイクル需要の拡大に伴い、廃プラスチック・金属類などの再生資源物を屋外で保管する事業者が増加しています。その一方で、再生資源物は廃棄物処理法等に規定する廃棄物等に該当しないため、積み上げ高さ等に関する法令上の基準がないことや、火災・崩落・騒音・振動や景観悪化といった生活環境への影響や安全上の課題も顕在化していることから、市民から不安の声が寄せられていました。

こうした状況を踏まえ、羽曳野市は、府内の自治体で初めてとなる「再生資源物の屋外保管に関する条例」の議案を本年12月の市議会に提出し、可決されました。本条例は、令和8年4月1日より施行します。



【金属スクラップ等保管場の写真】

■再生資源物の屋外保管に関する条例の概要

本条例では、再生資源物の屋外保管に関する適正な保管基準や事業者の責務を明確化することで、市民の皆様の安全・安心を確保することを目的としています。規制の対象となる事業者は、屋外で、重機などの機械を使用して再生資源物を積み上げて保管を行う事業者です。積み上げの高さにも制限が設けられ、具体的には廃棄物処理法に規定する高さ（＝産業廃棄物に対する基準と同一）を超えて積み上げることができなくなります。

また、届出制とし、既存の事業者を含め、屋外保管を始めようとする事業者は、事前に市へ届出が必要となります。本条例の施行に伴い、市は、事業者に対し、屋外保管施設への立ち入りや資料の提出などを求めることができます。また、市民生活の安全や良好な生活環境の保全のため、必要な指導や助言を行うことができるようになります。このような条例は、大阪府内の市町村で初めての制定となります。

■問い合わせ先

羽曳野市 市民生活部 環境保全課

電話：072-958-1111

メール：kankyouhozen@city.habikino.lg.jp